



令和8年6月25日

関東運輸局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業許可の取消しについて

令和8年6月25日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法33条に基づく事業許可の取消処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

当該事業者（東京営業所）に対し、令和8年2月25日付けで貨物自動車運送法違反に関し「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局公示）に基づき輸送施設の使用停止及び附帯命令書により、自動車登録番号標の領置を命じていた期間において自動車登録番号標を偽造して貨物自動車運送事業を行っていたのが確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：ビダン 株式会社
- ・ 主たる事務所の位置：埼玉県八潮市古新田1042-3
- ・ 代表者名：峯岸 伸一

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和8年6月25日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の事業許可取消処分
（令和8年6月25日をもって取り消す）

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、石崎

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年6月25日	
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	ビダン 株式会社 代表者：峯岸 伸一	
	埼玉県八潮市古新田1042-3	
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	東京営業所	
	東京都葛飾区西水元3-18-3	
(4) 行政処分等の内容	事業許可の取消し	
(5) 主な違反事項	輸送施設の使用停止及び附帯命令違反（貨物自動車運送事業法33条）	
(6) 違反行為の概要	令和8年2月25日付け関自監貨第404号による「輸送施設の使用停止及び附帯命令書」により、令和8年3月27日から同年5月25日までの間、輸送施設の使用停止が命じられているにも関わらず、使用を停止する期間において、使用の停止を命じられた輸送施設の自動車登録番号標を偽造して貨物自動車運送事業を行っていたことを端緒として、令和8年5月1日及び同年5月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 輸送施設の使用停止及び附帯命令違反（貨物自動車運送事業法33条）	
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数	なし
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内）	24点